

# インターネット接続サービス利用規約

本規約は、NTT 西日本株式会社（以下、「当社」という。）が提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）について規定したものです。

申込書記載の「契約者」（以下「契約者」という。）は、申込書に記載する建物（以下「本物件」という。）について、当社がサービス提供に関する審査を行い承諾した場合、当社より「審査結果通知書兼承り書」（以下「承り書」という。）の発送をもって、サービス利用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。

## 第1章 総則

### （契約の適用）

第1条 当社は、当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（以下「IP 約款」という。）及び本規約に基づき、本サービスを提供します（この規約に規定する料金その他の提供条件は、IP 約款第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです）。なお、本規約以外に、当社が定める個別の契約及び利用規約（以下「その他契約等」という。）がある場合には、本規約に加え、当該その他契約等を適用するものとします。なお、本規約とその他契約等との間に矛盾がある場合には、当該その他契約等が優先して適用されるものとします。

### （本契約の目的）

第2条 本契約は、当社が本物件に対して本サービスを円滑に提供する事を目的として、本物件に当社所有の設備を設置することに関する、契約者、当社間の合意事項を規定するものとします。

### （用語の定義）

第3条 本規約において使用される用語を以下のように定義します。

用語	用語の意味
契約物件	当社が本サービスを提供するマンション等の集合住宅等
契約者	当社が契約物件にサービスを提供するにあたり、当社と契約締結をする方
入居者	契約物件に入居されている方
利用者	本物件の住戸内において本サービスを利用する方
本サービス	①別表-1（1）インターネット接続サービス、②別表-1（6）オプションサービス
本サービス用設備	本サービスの提供にあたって当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
本サービス用設備等	本サービス用設備に加えて、当社が電気通信事業者から借り受ける設備
棟内設備等	本サービスの利用にあたって契約者が本物件に設置する配線、ケーブル差し込み口等

利用者設備	本サービスの利用にあたって利用者が設置する端末その他のネットワークインタフェース等の機器
サービス開始日	本物件において、本サービスの提供が可能になった日
サービス終了日	本物件において、本サービスの提供を廃止する日
お客様 ID	利用者を識別するための英字、数字の組合せであって当社が利用者に割り当ててるもの
パスワード	お客様 ID と組み合わせて利用者とその他の者を識別するために用いる符号
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（特約事項）

第 4 条 本契約において、契約者、当社間に特約事項のある場合には、別記－ 1 に定めるものとしします。

（内容の変更）

第 5 条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約に基づき、本サービスを提供するものとしします。

2 本契約の内容の変更を行う必要が生じた場合は、契約者、当社協議の上、当社の指定する書式により変更できるものとしします。

（通知）

第 6 条 当社から利用者への通知は、通知内容をメール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知をメールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとしします。

（合意管轄）

第 7 条 当社と契約者、利用者の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所としします。

（準拠法）

第 8 条 本規約に関する準拠法は、日本法としします。

（協議）

第 9 条 本契約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者、当社で誠意をもって協議するものとしします。

## 第2章 本サービスの提供内容および設置設備

### (本サービスの内容)

第10条 本サービスの内容及び提供条件は、IP約款に規定する提供条件に代えて、本規約及び別表-1に定めるとおりとします。

2 前項サービス内容のうち、利用者が利用可能なサービス内容及び提供条件については、契約物件単位に当社が別に定めるものとします。

### (本サービスの廃止)

第11条 当社は、都合により、本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに通知することとします。

### (本サービス用設備等の設置)

第12条 当社は、本物件に対して、別表-2に記載のとおり本サービス用設備等を当社にて設置するものとします。

### (棟内設備等の設置)

第13条 契約者は、本物件に対して、本サービスの利用にあたり、本サービス用設備から住戸内までを接続する配線、ケーブル差し込み口等を、当社が別に指定する条件で設置するものとします。なお、当社が棟内設備等を準備し、本サービスの契約期間中、契約者に貸与する事ができるものとします。

2 当社は本サービスの終了とともに当社が貸与した棟内設備等を第14条に基づき撤去するものとします。

### (スペース及び電力の提供)

第14条 契約者は、当社が本物件に対して、本サービス用設備等および棟内設備等を設置するためのスペースを当社に無償で提供するものとします。

2 契約者は、天災・電源設備の定期点検及び故障発生など不可抗力の場合を除き、本サービス用設備等及び空調設備用等に必要な電源用電力を無償で常時供給するものとします。

3 契約者が前二項に定める、スペース及び電力の提供を行わない場合、当社は、本物件に対する本サービス提供の義務を負わないものとします。

### (移設又は撤去)

第15条 契約者の都合（契約満了を含む）により、本サービス用設備等または棟内設備等を移設又は撤去する必要性が生じた場合には、契約者の費用負担により当社が移設又は撤去するものとします。また、当社の都合により本サービス用設備等または棟内設備等を移設又は撤去する必要性が生じた場合は、当社の責任において実施するものとします。

2 ただし、前項において、移設又は撤去に伴い、契約者が占有する土地、建物、その他の工作物等の復旧を要する場合、その復旧にかかる費用は契約者の負担とします。

(当社の維持責任)

第 16 条 当社は、本サービス用設備等が本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

(棟内設備等の維持、管理)

第 17 条 契約者は、自己の責任により、本サービスの提供を受けるために必要な棟内設備等を設置及び維持し、本サービスを利用可能な状態におくこととします。

2 契約者が前項に定める、棟内設備等の設置及び維持を行わない場合、当社は、本物件に対する本サービス提供の義務を負わないものとします。

### 第 3 章 当社の義務等

(通信の秘密の保護)

第 18 条 当社は、電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）に基づき、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を保護するものとし、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（捜査）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、利用者が第 24 条（禁止事項）のいずれかに該当する禁止事項を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供するものとします。

(個人情報等の保護)

第 19 条 当社は、当社が利用者から取得する個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、必要な範囲で取り扱うものとします。

(当社の維持責任)

第 20 条 当社は、本サービス用設備等が本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

(本サービス用設備等の故障)

第 21 条 当社は、本サービスの提供又は利用について故障があることを知ったときは、可能な限りすみやかに利用者にもその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に故障が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備等を修理、復旧又は復旧に係る手配を実施します。

- 3 当社は、本サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用に当社が借り受けた電気通信回線について故障があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

#### 第4章 利用者の義務等

(お客様 ID 及びパスワード)

第22条 当社は、申込に対する承諾を行った契約者、又は利用者に対し本サービス利用時に必要となるお客様 ID 及びパスワードを付与するものとします。

- 2 契約者、又は利用者は、お客様 ID を第三者に貸与、第三者と共有しないものとします。
- 3 契約者、又は利用者は、お客様 ID に対応するパスワードを第三者に開示しないと共に、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
- 4 契約者、又は利用者は、契約者、又は利用者のお客様 ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、利用者自身の利用と見做されることに同意するものとします。但し、当社の故意又は過失によりお客様 ID 又はパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(自己責任の原則)

第23条 利用者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下、同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

(禁止事項)

第24条 利用者は、本サービスを利用するうえで、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権又はその他の権利を侵害する行為又は侵害する虞のある行為
- (2) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞のある行為
- (4) アダルトコンテンツ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講、マルチ商法）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 本サービスにより利用しうる当社又は第三者が提供する情報を改ざん、又は消去する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (9) 第三者に無断で広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）送信する行為
- (10) 当社若しくは第三者の設備等、又はインターネット接続サービス用設備の利用若

- しくは運営に支障を与える行為、又は与える虞のある行為
- (11) 本サービス、本サービスの利用、サービスへのアクセスについてその一部又は全部を商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売等の形態の如何を問わず）する行為
  - (12) その他法令若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- 2 当社は、利用者が故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

### 第3章 契約期間および解約

#### （契約期間）

第25条 本契約による契約期間は、承り書に定める期間とします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに契約者及び当社から書面による解約の申出がないときは、本契約は引き続き同一条件をもって、自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とします。

#### （契約者からの中途解約）

第26条 契約者は、本契約の期間内（契約の自動延長も含む）であっても、本契約を解約することができるものとします。その場合、解約予定日の3ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとし、残余の契約期間に対するサービス利用月額料金に相当する額及び消費税相当額を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

2 ただし、解約日が契約期間満了月の当月・前月・前々月の場合については、前項に定める支払いを要しないものとします。

#### （初期契約解除）

第27条 前条にかかわらず、契約者の契約者名義が個人であり、契約者の解約が電気通信事業法26条の3に基づく初期契約解除に該当するときは、契約者は工事費相当額のみを当社が定める期日までに支払うものとします。

#### （当社からの契約解除）

第28条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。この場合、解除に伴って、契約者は当社に対して、何らかの請求権を取得しないものとします。

- (1) 本サービスの適正な提供が確保できないと当社が判断した場合。
- (2) 前号の他、契約者が本契約に違反した場合。

(解約時の措置)

第 29 条 前三条の場合、解約または解除によって、本物件において利用者に生じる不利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 4 章 料金

(料金の支払い義務)

第 30 条 契約者は、本物件において、サービス開始日から起算してサービス終了日までの期間について、承り書に定める料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要するものとします。なお、第 13 条 1 項におけるサービス開始日までの棟内設備等の設置ができない場合についても、全戸を対象とした料金の支払いを要するものとします。

(料金の請求)

第 31 条 当社は、本契約にかかる料金及びこれにかかる消費税相当額を以下のとおり請求するものとします。なお、請求後に第 26 条及び第 27 条規定の解約予定日がある場合においては、契約者は料金の支払いを要するものとし、当社からの返納はできないものとします。

- 2 当社は、サービス利用初期料金については、契約者又は契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月初めに、サービス利用月額料金の初回分と合わせて請求するものとします。
- 3 当社は、サービス利用月額料金については、契約者又は契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月から、毎月初めに請求するものとします。
- 4 当社は、前二項の料金とは別に、契約者の申し出により、別表-3 に定める除外作業及びサービス時間帯以外の作業を行う必要が生じた場合、それにかかる費用を契約者又は契約者の指定する請求先に対し請求します。
- 5 契約者は NTT メディアサプライ株式会社（以下、「請求事業者」という。）が当社の代理人として、サービス利用料金の回収をすることに承諾していただきます。
- 6 契約者は料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます

(料金の支払方法)

第 32 条 契約者は、前条 2 項から 4 項の当社からの請求に基づき、当社の指定する方法により、請求書受領日から起算して 30 日（以下「支払約定期間」という。）以内に支払うものとします。

- 2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(遅延利息)

第 33 条 契約者が、本契約にかかる料金その他の債務を支払約定期間が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、当社が定める支払い期日の翌日から支払い日の前日まで

の日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本契約にかかる料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに、当社に対して支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第5章 利用の制限、中止及び停止等

(利用者の契約違反による本サービスの中止)

第34条 当社は利用者による本サービスの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、次項に定める措置、又は組み合わせた措置を講ずることができるものとします。

- (1) 利用者による本サービスの利用が第16条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 当該利用に関し第三者から当社へのクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合
- (3) 本サービスの利用料金及び本サービスに付随する有料付加サービスの利用料金等のその他債務の支払いを怠った場合
- (4) その他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合

2 当社は、前項に該当する場合、当社の選択により次の各号の全部又は一部の措置を講ずることができるものとします。

- (1) 禁止行為の即時中止要求
- (2) 第三者との間でクレーム解消のための協議開始要求
- (3) 利用者が公開した情報の削除要求
- (4) 当社による事前通知を行わない当該情報の削除
- (5) 利用者の本サービスの制限、又は中止

3 前項の措置は第15条(自己責任の原則)の記載事項を否定するものではなく、前項の規定解釈、運用に際しては自己責任の原則が適用されるものとします。

(保守等によるサービスの中止、中断)

第35条 当社は、本サービス用設備等、若しくはマンション内設備の保守又は工事上やむを得ない場合には本サービスの提供を中止、又は中断することがあるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止、又は中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 当社は、本サービスの中止、又は中断の発生により利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

(情報等の削除等)

第36条 当社は、利用者による本サービスの利用が第24条(禁止事項)の各号に該当する場合、若しくは、当社が本サービスの運営上不相当と判断する場合には、事前

に通知することなく、利用者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置くことができるものとします。

(利用の制限、中止)

第 37 条 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、利用者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

(1) 当社は、本項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係ない情報についても閲覧を制限することがあります。

(2) 当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

(3) 本項の規定により利用者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、利用の公平性を確保するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信を所定の方法で検知を行い、通信速度や通信量等を制限することがあります。

4 当社は、利用者による本サービスの利用が約款規定の禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関して他者から当社にクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、契約者または利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこちらを組み合わせることで講ずることができるものとします。

(1) 約款及び利用規約規定の禁止事項に該当する行為の中止要求

(2) 利用者及び他者との間で、クレーム等の解消のための協議開始要求

(3) 利用者が表示した情報の削除要求

(4) 事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置く措置

(5) 契約者に対する本サービスの提供停止措置

5 前項の措置は約款に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が適用されるものとします。

6 当社は約款記載の事由により天災・事変による本サービスの利用の制限及び保守等による本サービスの利用の中止を行うことができるものとします。

(契約者への本サービス提供の停止)

第 38 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約者が支払約定期間を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
  - (2) 利用者の本サービスの利用が前条（利用の制限、中止）に該当し、かつ本サービスの正常性が確保できないと当社が判断される場合において、契約者に当社が書面にて期間を定めた改善を要求した結果、期間内に改善が行われなかった場合
  - (3) 前各号のほか、契約者が本契約に違反した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知するものとします。但し、緊急ややむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5章 設置設備のメンテナンス

（メンテナンス条件）

第39条 当社は、本物件に設置された別表-2に記載の本サービス用設備等を別表-3に記載の条件をもって、メンテナンスを実施するものとします。

- 2 本サービス用設備等のうち宅配ボックスのメンテナンスについては、前項によらず、当社より発送する承り書別紙宅配ボックス保守条件によるものとします。
- 3 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス提供用に当社が電気通信事業者から借受けた電気通信回線について故障があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4 別表-2に記載の本サービス用設備のうち、契約者、利用者及び第三者の故意または過失の場合を除き、Wi-Fi ルータが故障した場合は、当社は、契約者から当該事象の故障の申告を受け付けた当該機器について、無償で契約者に対して当社指定の機器を当社指定の方法で送付するものとします。  
また、契約者、利用者及び第三者の故意または過失による Wi-Fi ルータの故障または Wi-Fi ルータの紛失の場合は、当社は、契約者から当該事象の故障または紛失の申告を受け付けた当該機器について、当社が別途定める料金で契約者に対して当社指定の機器を当社指定の方法で契約者に送付することができるものとします。
- 5 別表-2に記載の本サービス用設備等のうち、契約者、利用者及び第三者の故意または過失の場合を除き、スマートロックが故障し且つ契約者が保守契約を締結していた場合、当社は、契約者から当該事象の故障の申告を受け付けた当該機器について、無償で契約者に対して当社指定の機器を当社指定の方法で送付するものとします。また、契約者、利用者及び第三者の故意または過失による故障や、契約者が保守を契約していない場合、当社が別途定める料金で、契約者に対して当社指定の機器を当社指定の方法で契約者に送付することができるものとします。
- 6 その他各オプションサービスや契約内容により、個別の保守条件がある場合は、当該保守条件が優先されるものとします。

(責任分界点)

第 40 条 本物件に対する、各設置設備における設備上の責任分界点は別図（責任分界点）に定めるところによるものとします。

(設置場所への立入り)

第 41 条 契約者は、当社の作業員または当社の委託する第三者の作業員が、保守上の必要により契約者または契約者の委託する本物件管理受託者に対して本サービス用設備等もしくは棟内設備等の設置場所への立ち入りを届け出た場合は、許可するものとします。

## 第 6 章 設置設備の所有権および権利の譲渡制限

(設置設備の所有権)

第 42 条 本物件に設置する本サービス用設備等の所有権は、当社もしくは当社指定の電気通信事業者に帰属するものとし、当社が契約者に本サービスの契約期間中貸与するものとします。

2 棟内設備等を当社が設置した場合には、前項同様に所有権は当社に帰属し、当社が契約者に本サービスの契約期間中貸与するものとします。なお、棟内配線の設置主体は申込書に記載のものとします。

(権利の譲渡制限)

第 43 条 契約者が本物件において本サービスの提供を受ける権利は、原則譲渡することはできないものとします。ただし、契約者が本物件の売買等により所有者でなくなる場合は、事前に契約者より本物件譲渡先の第三者へ本契約の内容を説明し、本物件譲渡先の第三者が同一条件での承継について承諾を得たことを契約者が確認したうえで、当社指定の様式をもって契約者より当社へ通知し当社の承諾を得た場合は契約者の地位を物件譲渡先の第三者に承継できるものとします。なお、本物件の譲渡先の第三者、または、当社が本契約の承継を承諾しない場合、第 26 条及び第 28 条を適用するものとします。

2 利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡できないものとします。

## 第 8 章 損害賠償

(損害賠償の制限)

第 44 条 当社の責に帰すべき事由により、契約者または利用者が本サービス①のインターネット接続サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 72 時間以上その状態が継続した場合に限り、サービス利用月額料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により

生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

- 2 故障等により本サービス②のオプションサービスを利用できない状態となった場合、契約者および利用者は、当社に異議を申し立てることはできず、当社は賠償責任を負わないものとします。
- 3 本サービス用設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が本サービスを利用することが不可能となった場合、利用契約当事者に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し、当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を上限とし、当社は前項に準じて利用契約当事者の損害賠償の請求に応じるものとします。
- 4 利用者設備の故障により利用者が利用不能に陥った場合、当社は損害賠償請求には応じないものとします。

#### (免責事項)

第 45 条 当社は、契約者、利用者及び第三者が本サービスの利用に関して被ったいかなる損害及び不利益について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任及び理由の如何を問わず、一切の賠償及び責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービス用設備等及び棟内設備等など本サービスに関わる設備を利用して当社以外の第三者が提供する本サービス以外の他のサービス（以下「重畳他サービス」という。）に関して、契約者、利用者、重畳他サービスの提供事業者及び利用者、並びに第三者に生じたいかなる損害及び不利益について、理由の如何を問わず一切の賠償及び責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスの内容、本サービスを通じた利用、及び本サービスを通じて得る情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、適法性等のいかなる保証も行わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した、契約者、利用者及び第三者のいかなる損害及び不利益について、別途定めがある場合を除き、一切の賠償及び責任を負わないものとします。

## 第 9 章 雑則

### (利用規約の遵守)

第 46 条 利用者が本サービスを利用するときには、契約者は利用者に対して、当社が別に定める約款を遵守させる義務を負うものとします。

### (秘密保持)

第 47 条 契約者及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の秘密を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し、または漏洩してはならないものとします。

(甲の名称等の変更)

第 48 条 契約者は、その名称または、住所もしくは所在地が変更したときは、変更があった日から 10 日以内に当社指定の様式をもって、当社に通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 49 条 契約者及び当社は、次の各号に掲げる事項について相互に保証します。

- (1) 自社及び自社の取締役、監査役、従業員その他自社と委任契約や雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行おう予定がないこと。
- (3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行おう予定がないこと。
- (4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。
- (5) 取引の相手方に対し、暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

2 契約者及び当社は、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、一方的な意思表示により本契約を解除することができるものとします。

3 前項により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、解除の意思表示を受けた当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対し、何らの請求をしないものとします。

(禁止行為)

第 50 条 契約者が個人名義で契約する場合、契約者自身は本契約に基づき当社より提供される本サービスの利用をすることはできないものとします。

(存続条項)

第 51 条 本契約において、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続します。

(本サービス利用にあたっての付則事項)

付則事項

利用者は、本サービス用設備等が当該マンションに入居する全ての利用者の共用設備であることを認識し、他の利用者及び入居者に迷惑をかけない範囲で、信義に基づいた利用を心がけるものとします。

(本規約の制定)  
令和7年10月1日制定  
以上

別表-1 本サービスの種類

種類	サービス内容	提供条件
(1) インターネット接続サービス（通信回線+構内設備）	当社が、利用者に対して提供する、TCP/IP プロトコル※1 による電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款におけるメニュー5-1に係る IP 通信網サービスを利用します。</li><li>・利用する通信回線の種別は当社が別に定めるものを利用します。</li><li>・当社は、契約期間中に利用する通信回線の種別を変更することがあります。</li></ul>
(2) マンション向けポータルサービス	当社が、利用者に対して提供する、ホームページを利用した情報提供ツール。	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、契約物件毎に当該契約物件に入居する利用者が利用できる、ホームページによる情報提供ツールを提供します。</li><li>・当社は、契約期間中に本サービスのデザイン、機能等を変更することがあります。</li><li>・利用者が本サービスの利用に当たって遵守する必要がある利用規約については当社が別に定めるものとします。</li></ul>
(3) ヘルプデスクサービス	当社が、電話、Fax もしくは電子メールにより、利用者に対して、本サービスを利用するためのサポートを提供します。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヘルプデスクサービスの提供条件については、別表-2に定めるところによります。</li></ul>
(4) オプションサービス	上記(1)のサービスに付随する付加サービスです。	<ul style="list-style-type: none"><li>・各オプションサービスごとに別に定めるところによります。</li></ul>

注：サービス内容はプランによって異なります

※1 TCP/IP プロトコル：Transmission Control Protocol/Internet Protocol の略でインターネット上の通信手順（プロトコル）

別表－2 ヘルプデスクサービス提供条件

受付方法	受付方法は、電話、Fax もしくは電子メールとします。なお、緊急を要する問合せに電子メールを利用する場合には、電子メール送信後に電話連絡を合わせて行い、電子メールの到達確認が必要です。
サービス時間	午前9時から午後9時とします。
サービス内容	利用者に対して、以下の各号の問合せ受付を実施します。 (1) 本サービスの利用に関するパソコンのセットアップ方法等の各種相談 (2) 本サービスの利用に関するトラブル発生時の相談対応、問診
お客様 ID	サポート時には、利用者のお客様 ID の申告が必要です。申告のない場合にはヘルプデスクサービスが受けられない場合があります。

別表－3 各設備

項目	装置名
本サービス用設備等	ONU ルータ スイッチング HUB Wi-Fi ルータ ※ 宅配ボックス一式 ※ ネットワークカメラ一式 (カメラ本体・PoE 装置・レコーダー・BB ルータ) ※ 電子ブレーカー一式 ※ スマートロック ※
棟内設備等	LAN ケーブル (LAN コネクタ含む)

別表－4 メンテナンス提供条件

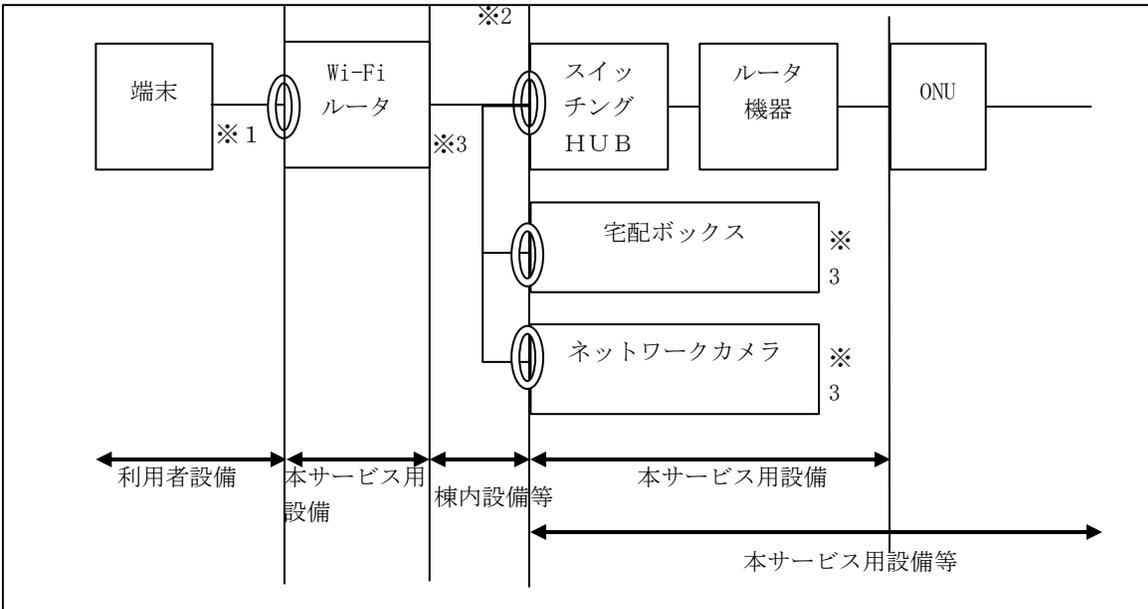
項目	内容
サービスへの協力	<p>1. 契約者は当社が円滑にメンテナンスを行えるように、以下の各号の事項を実施するものとする。</p> <p>(1) 当社の作業員または、当社が委託する第三者の作業員の機器設置場所への立入り許可</p> <p>(2) 当社がメンテナンスを実施するにあたり必要とする電力、通信回線及びプリンタ用紙等消耗品の無償供与並びに関連機器の運転操作等の許可。</p> <p>(3) 機器の設置場所の環境を所定の条件にて維持すること並びに、利用者に対して所定の使用方法により機器を使用するよう指導すること。</p>
作業内容	<p>1. 本物件に設置された本サービス用設備等に故障が発生した場合、当社は利用者、契約者及び契約者の委託を受けた第三者の連絡により故障の修復を行う。具体的には以下の各号の作業内容を実施するものとする。</p> <p>(1) 当社の作業員または当社の委託を受けた第三者を現地へ派遣</p> <p>(2) 当該故障機器の修理もしくは予備機器への交換</p>
除外作業	<p>1. 下の各号の項目については、メンテナンスに含まれないものとする。ただし、契約者が必要とする場合には、契約者の申告により、契約者と当社による協議の上実施するものとし、当社は、それにかかる費用を契約者に請求できるものとする。</p> <p>(1) 本サービス用設備等に含まれない物品の保守</p> <p>(2) 機器の移設及び撤去に関する作業及び立ち会い</p> <p>(3) 機器の増設、改造及び設定変更</p> <p>(4) 機能向上・改善・追加等の事由による本サービス用設備等の別機器への交換</p> <p>(5) 再生修理（オーバーホール）</p> <p>(6) 天災地変及び当社の責に帰さない事由により生じた故障の修理</p> <p>(7) 寿命・劣化部品の確認及び交換作業</p> <p>(8) LANケーブルの移設・増設・保守</p>
ヘルプデスク	<p>1. 当社は、メンテナンス実施に関する受付を所定の連絡窓口（以下、「ヘルプデスク」という。）にて行うものとする。</p> <p>2. ヘルプデスクの受付時間は、本規約記載のヘルプデスクサービス提供条件のサービス時間に準拠するものとする。</p>
メンテナンス時間帯	<p>1. メンテナンス派遣・作業は原則平日の午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日、1月2日から1月3日を除く）に受付した分は当日行うものとする。それ以降に受付した分に</p>

	<p>については翌日に行うものとする。ただし、午後4時までに受付した分であっても切り分け等の作業状況によっては翌日に行う場合もあるものとする。また、契約者が必要とする場合には、契約者の申告により、対象外となる時間帯においても、契約者と当社による協議の上実施するものとし、当社はそれにかかる費用を契約者に請求するものとする。</p> <p>2. ネットワークカメラサービスのメンテナンス派遣・作業については、原則受付の翌日以降に行うものとする。保守対応時間（出張）は、平日（土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日、1月2日から1月3日を除く）の午前9時～午後5時とする。</p>
--	---

※ただし、本サービス用設備のうち、宅配ボックスについては、上記メンテナンス提供条件及び利用規約によらず、乙より発送する承り書別紙宅配ボックス保守条件によるものとする。

※その他各オプションサービスや契約内容により、個別の保守条件がある場合は、当該保守条件が優先されるものとする。

別図 責任分界点



- ※1 本サービス用設備と利用者設備の分界点（LANコネクタ等）
- ※2 本サービス用設備等と棟内設備等の分界点（LANコネクタ等）
- ※3 契約者の申込状況による